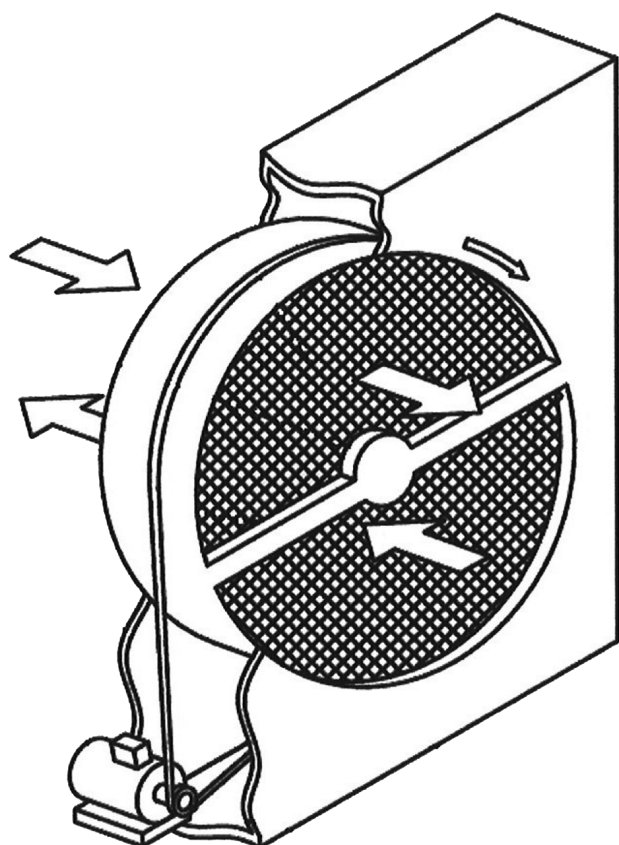


# 取扱説明書

# SINKO

## デシカントローターカセット



- 安全にご使用いただくために . . . 1～2
1. 各部の名称 . . . 2
  2. 主要構成部品と保守点検 . . . 3～4
  3. 機器を長期間使用しない場合 . . . 5
  4. 標準メンテナンスサイクル . . . 5
  5. 製品の保証 . . . 6




### — お願い —

このたびは弊社の製品をご採用いただき、まことにありがとうございます。  
機器の性能を長期間維持し、安全にご使用いただけるように、この取扱説明書をご活用願います。  
また、管理される方がいつでも見られるように保管し、運転や保守・点検の際に必ずご覧ください。




# 安全にご施工いただくために

本製品を安全に取り扱っていただくために、ご使用前に本書をよくお読みいただき、正しくお使いください。  
また、ユニットの本体に下記の記号が印刷されたラベル類が貼り付けてある場合、その箇所は特に注意してください。表示と記号の意味は次のようになっています。

## ●危害・損害の程度を表す記号の区分

 <b>危険</b>	取扱いを誤った場合に、使用者が死亡または重傷を負う危険が切迫して生じることが想定される場合。
 <b>警告</b>	取扱いを誤った場合に、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される場合。
 <b>注意</b>	取扱いを誤った場合に、使用者が傷害を負う可能性が想定される場合、および物的損害のみの発生が想定される場合。但し、この場合でも状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。

## ●危害・損害の発生事象・結果事象を表す記号の区分

	▲記号は、警告・注意を促す内容がある事を告げるものです。図の中に具体的な注意内容（左図の場合は回転体注意）が描かれています。
	⊘記号は、禁止の行為である事を告げるものです。図の中に具体的な注意内容（左図の場合は分解禁止）が描かれています。
	●記号は、行為を強制したり、指示したり内容を告げるものです。図の中に具体的な指示内容（左図の場合はアースを必ず接続してください）が描かれています。

## 使用上の注意事項

### 危険

回転中のチェーン・軸受には触らない  
回転体に巻き込まれて、大ケガをするおそれがあります。



点検・清掃時は必ず電源ブレーカを落とす  
電源ブレーカが投入された状態では、誤作動により  
突然運転を開始することがあり危険です。



### 警告

異常を確認したら、すぐに運転を停止する  
運転音や振動に異常を確認した場合は、すぐに運転を停止  
してください。  
異常のまま運転を継続すると、故障・感電・火災の原因に  
なります。また、異常への対処は弊社指定のサービス会社  
またはデシカントローターカセットメカ  
にご相談ください。



### 改造しない

改造や不適切な処理は故障・感電・火災などの原因に  
なります。  
修理が必要な場合は、弊社指定のサービス会社または  
デシカントローターカセットメカにご相談ください。





## 注意

### 定期的に点検・補修を行う

機器の機能を維持するために定期的な点検・補修を実施してください。また、運転中、ローター表面に収着・脱着の繰り返しによる微小な亀裂が生じる場合がありますが、性能上問題ありません。補修による修復も可能です。



### ローターの清掃を行う

ローター表面に付着している塵埃をエアブロー又は掃除機などにて清掃してください。塵埃が付着すると除湿性能が低下します。ローターへの塵埃が付着がひどい場合は、弊社指定のサービス会社またはデシカントローターカセットメーカーにご相談ください。

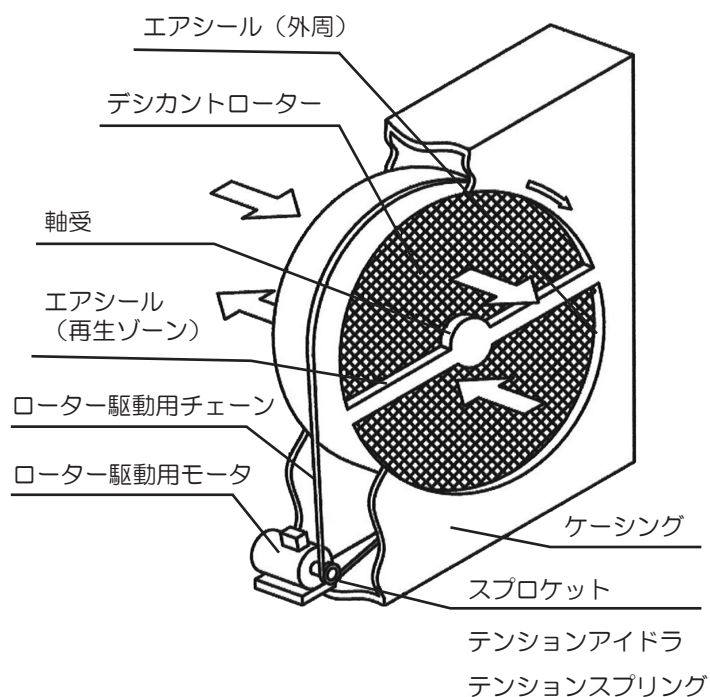


### ローター強い力を与えない

ローター表面に衝撃または強い力を与えないでください。破損および除湿能力の低下の原因となります。



## 1. 各部の名称



## 2. 主要構成部品と保守点検

機器を長く安全にお使いいただくためには、機器の定期的なメンテナンスが重要です。各構成部品につきまして以下に示す保守点検を継続的に行ってください。安全のために、保守点検をする前に電源を必ずお切りください。

### 注意事項

- デシカントローターカセットの保守・点検の実施は弊社指定のサービス会社またはデシカントローターカセットメーカーにご相談ください。不適切な処置は、故障や事故の原因になります。
- 不用意に回転物に手を近づけることは絶対にやめてください。ローターは毎時数十回転以下と低速で回転していますので、瞬時には停止しているように見える場合がありますので十分な確認をしてください。
- ローター駆動用チェーンを触る場合はローター駆動用モータ(ローター)を必ず停止させてください。
- ローター駆動用モータ(ローター)を回転させて保守・点検を行う場合には、ローター駆動用チェーンとスプロケットの間、ローターとケーシングとの隙間(エアシール部)に衣類や指などを巻き込まないように十分に注意してください。
- ローターが停止した直後は高温な箇所が残っている場合があります。冷却運転などを行ってデシカントローターカセットが十分に冷却されたことを確認してから作業を行ってください。

### A) ローター駆動用モータ

- ギヤモータを使用しております。異常な発熱、騒音、振動、グリース漏れが生じる様になりましたら、部品交換が必要と考えられます。弊社指定のサービス会社またはデシカントローターカセットメーカーにご相談ください。

### B) ローター駆動用チェーン

- ローター駆動用モータの動力はスプロケット、チェーン、(アタッチメント)を介してローターへ伝達されており、重要な部品の一つです。
- 6カ月に1度、チェーン全周にわたり亀裂の有無、歯の摩耗やチェーンの張りを点検し、異常が見られましたら新しいチェーンに交換して、運転中のチェーン切れによるトラブルを未然に防止してください。

### C) テンションアイドラ

- チェーンのたるみによるスプロケットから外れストップ等を防止するためにチェーンの背面をアイドラで押さえています。
- 6カ月に1度、異常がないか点検してください。

### D) テンションスプリング

- ローターの若干の偏心やチェーンの伸びによるタワミを吸収するために、テンションアイドラをばねで引っ張っております。強過ぎますとチェーンの寿命を短縮し、弱すぎるとチェーンとローターがスリップし、ローターの停止あるいは回転むらの原因となり、熱交換が正常に行われなくなります。
- 6カ月に1度、異常がないか点検してください。

## E) ローター軸受

- ローターは、その中心を貫通したシャフトの両端の軸受ユニットにより指示されています。
- 6カ月に1度、軸受の点検および給油を行ってください。補給はローターを回転させながらグリースガンで行ってください。グリースの補給量は軸受けの側面からあふれ出てくる程度にしてください。異常な発熱、騒音、振動、グリース漏れが生じる様になりましたら、部品交換が必要と考えられます。

### グリース種類

ローター種類	推奨グリース
低温再生用ローター	アルバニアグリース3 (昭和シェル石油)
高温再生用ローター	スーパーループ3 (油研工業)

### 軸受サイズによる基準補給量 (推奨値)

軸受サイズ (UCP)	205	207	209	211	213	214
補給量 (g)	1.4	3.2	5.0	7.4	11.8	13.6

## F) エアシール(外周シール・再生ゾーンシール)

- ケーシングに取付けられたエアシールはローターの表面に適度な圧力で接触し、エアリークを極力少なくするように調節しています。
- メンテナンスサイクルに基づき、エアシールの摩耗状態・亀裂の有無およびエアシールの接触状態 (ローター表面とエアシールとの摺動部に隙間が生じてないかどうか) を目視確認してください。
- デシカントローターカセットの運転を確実に停止しておいてください。(元電源を遮断するなどの処置を確実に行ってください。)特に作業中にローターが駆動することがないように十分な確認を行ってください。ローターとケーシングとの隙間(エアシール部)での作業となりますので、指を巻き込まれる危険性があります。

## G) ローター

- 6カ月に一度、ローターが目詰まり、ローター表面の傷、塵埃の付着の有無を点検してください。塵埃が付着すると除湿性能が低下します。ローターへの塵埃の付着がひどい場合は、エアブロー又は掃除機などにて清掃してください。
- ローターは除湿・乾燥の繰り返し運転により隙間が生じることがあります。これは一般にロータークラックと呼ばれている現象ですが、除湿ローター的能力や耐久性には影響はありません。

### 3. 機器を長期間使用しない場合

- ・ローターと本体との隙間（エアシール部）の接触圧力により、ローターが変形しないようにエアシールを取り外してください。
- ・ローターは塵埃、水や結露がないように保管してください。ローターを取外して保管する必要はありませんが、塵埃堆積が懸念される場合は、ローター部を養生してください。
- ・1 ヶ月に1 度程度の運転又はローターを手回し、軸受のグリースを補給してください。
- ・運転を再開する際は、必ずモータの絶縁抵抗を測定してください。湿気により絶縁低下している場合があります。

### 4. 標準メンテナンスサイクル(ご参考用)

- ・本表は一般的な使用におけるメンテナンスサイクルを示します。
- ・メンテナンスサイクルは設置環境、運転条件などによって変化します。
- ・表記している年数はメンテナンス更新の目安を示すもので、製品の保証をするものではありません。

標準メンテナンスサイクル【24時間運転、年間8000時間稼働】													▲点検・調整 ◆注油		
													◇部品交換		
品名	年 数														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ローター (外観)	▲ 半年毎に点検・5年後に交換 回転状態は毎日点検														
ローター軸受 (音・振動)	◆ 半年毎に点検・注油・5年毎に交換														
ローター駆動用モータ	▲ 半年毎に点検・3年毎に交換														
ローター駆動用チェーン	▲ 半年毎に点検・5年毎に交換														
テンションプリング テンションアイドラ	▲ 半年毎に点検・3年毎に交換														
再生ゾーンシール	▲ 半年毎に点検・1年毎に交換														
外周シール	▲ 1年毎に点検・3年毎に交換														
備考	※運転電流値・異音・異常振動等は日常点検でご確認いただくことをお勧めいたします。														

## 5. 製品の保証

### － 保証の内容 －

1. 保証期間 竣工後または運転開始後1年
2. 適正なご使用において設計・製造・材料に起因する故障に限り、無償修理いたします。
3. 次の場合は、保証期間中でも有償となります。
  - (1) 使用方法の誤りおよび保存方法の不備による故障
  - (2) 改造や不当な修理による故障
  - (3) 納入後の発送による故障
  - (4) 火災、地震、浸水、異常電圧などによる故障
4. 本製品の故障に起因する二次的災害（生産ラインなどへの影響）については、保証範囲外とさせていただきます。

保守・点検・修理のご用命は

## 新晃アトモス株式会社

東京本部	東京都江東区新大橋1丁目11番4号	〒135-0007	☎(03)5638-3800	千葉営業所	千葉市中央区新町1番地17号	〒260-0028	☎(043)204-2115
大阪支社	大阪府寝屋川市宇谷町11番13号	〒572-0856	☎(072)811-3160	名古屋営業所	名古屋市中区錦3丁目11番33号	〒460-0003	☎(052)209-9941
東北支店	仙台市青葉区米ヶ袋1丁目3番43	〒980-0813	☎(022)216-2770	九州営業所	福岡市博多区冷泉町5番35号	〒812-0039	☎(092)291-4332
大宮営業所	さいたま市大宮区仲町2丁目75番地	〒330-0845	☎(048)658-5121	沖縄営業所	沖縄県那覇市山下町5番21号	〒900-0027	☎(098)840-1130
世田谷営業所	東京都世田谷区新町2丁目27番4号	〒154-0014	☎(03)5450-6401				

[www.sinko.co.jp/ska](http://www.sinko.co.jp/ska)

## 新晃空調サービス株式会社

秦野市西大竹124-5 〒257-0012 ☎(0463) 84-5811

[www.sinko.co.jp/sks](http://www.sinko.co.jp/sks)

北海道地区のご用命につきましては、新晃工業株式会社札幌営業所にご連絡をお願いいたします。

## ◎新晃工業株式会社

本社	大阪市北区南森町1丁目4番5号	〒530-0054	☎(06)6367-1811	名古屋支社	名古屋市中村区名駅南1丁目24番30号	〒450-0003	☎(052)581-8661
東京本社	東京都中央区日本橋浜町2丁目57番7号	〒103-0007	☎(03)5640-4159	札幌営業所	札幌市中央区北2条西4丁目1番地	〒060-0002	☎(011)231-2947
神奈川工場	秦野市菩提160番地の1	〒259-1302	☎(0463)75-2111	東北営業所	仙台市青葉区中央1丁目6番35号	〒980-0021	☎(022)262-7445
岡山工場	岡山県津山市草加部1458-4	〒708-1117	☎(0868)29-3141	九州営業所	福岡市博多区冷泉町5番35号	〒812-0039	☎(092)291-8545
東京支社	東京都中央区日本橋浜町2丁目57番7号	〒103-0007	☎(03)5640-4155	SINKOテクニカルセンター	秦野市菩提160番の1	〒259-1302	☎(0463)75-1977
大阪支社	大阪市北区南森町1丁目4番5号	〒530-0054	☎(06)6367-1801	SINKO AIR DESIGN STUDIO	寝屋川市宇谷町11-13	〒572-0856	

[www.sinko.co.jp](http://www.sinko.co.jp)



禁複製 2010 500S  
DAS-20-A